

ID: 221

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

処分の概要	使用料の徴収						
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市こども発達支援センター条例 第8条第1項						
例 規 番 号	平成18年条例第135号						
【根拠条文】 (使用料) 第8条 市長は、第5条に規定する児童発達支援及び保育所等訪問支援を受ける者に対して、使用料を徴収する。 2 前項の児童発達支援又は保育所等訪問支援を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し法第21条の5の5第1項の規定により障害児通所給付費を支給する旨の決定をした市町村が法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所支援に通常要する費用につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 【基準】 根拠条文に同じ。							
備考							
<table border="1"> <tr> <td>設 定 年 月 日</td> <td>平成 28 年 8 月 15 日</td> <td>最 終 変 更 年 月 日</td> <td>令和 5 年 7 月 28 日</td> </tr> </table>				設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 7 月 28 日
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 7 月 28 日				